

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービス11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき		
A2	1211	訪問型サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき		
A2	1321	訪問型サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき		
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型サービス11	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型サービス11日割			59 単位	59	1日につき	
A6	1121 通所型サービス12		事業対象者・要支援2	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型サービス12日割			119 単位	119	1日につき	
A6	C211 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1日につき	
A6	C214 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D211 通所型サービス業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1日につき	
A6	D214 通所型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110 通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111 通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6109 通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6105 通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6106 通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6116 通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003 通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004 通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011 通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310 通所型サービス一体的サービス提供加算	ホ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	1月につき	
A6	6011 通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88
A6	6012 通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176 単位加算		176
A6	6107 通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6	6108 通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144 単位加算		144
A6	6103 通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6104 通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算		48
A6	4001 通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002 通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A6	6200 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20		1回につき
A6	6201 通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311 通所型サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100 通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
A6	6110 通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111 通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114 通所型サービスベースアップ等支援加算			タ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A6	8001 通所型サービス11・定超	事業対象者・要支援1	定員超過の場合	1,259	1月につき
A6	8002 通所型サービス11日割・定超			× 70%	41
A6	8011 通所型サービス12・定超	事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	8012 通所型サービス12日割・定超			83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A6	9001 通所型サービス11・人欠	事業対象者・要支援1	看護・介護職員が欠員の場合	1,259	1月につき
A6	9002 通所型サービス11日割・人欠			× 70%	41
A6	9011 通所型サービス12・人欠	事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	9012 通所型サービス12日割・人欠			83	1日につき

## 通所型サービス(独自・基準緩和)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目		事業対象者・要支援1(週1回)	要支援2(週2回)	390 単位	単位数	単位	
A7	1001	基準緩和型通所サービス1・1割				事業対象者・要支援1(週1回)		390 単位
A7	1002	基準緩和型通所サービス1・2割	80%	390	1回につき			
A7	1003	基準緩和型通所サービス1・3割	70%	390	1回につき			
A7	1004	基準緩和型通所サービス2・1割	要支援2(週2回)		390 単位	90%	390	1回につき
A7	1005	基準緩和型通所サービス2・2割				80%	390	1回につき
A7	1006	基準緩和型通所サービス2・3割				70%	390	1回につき

## 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目		事業対象者・要支援1(週1回)	要支援2(週2回)	定員超過の場合×70%	単位数	単位	
A7	2001	基準緩和型通所サービス1・定超・1割				事業対象者・要支援1(週1回)		定員超過の場合×70%
A7	2002	基準緩和型通所サービス1・定超・2割	80%	273	1回につき			
A7	2003	基準緩和型通所サービス1・定超・3割	70%	273	1回につき			
A7	2004	基準緩和型通所サービス2・定超・1割	要支援2(週2回)		定員超過の場合×70%	90%	273	1回につき
A7	2005	基準緩和型通所サービス2・定超・2割				80%	273	1回につき
A7	2006	基準緩和型通所サービス2・定超・3割				70%	273	1回につき

別紙4 桜川市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

R6.4～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	1001		イ 介護予防ケアマネジメント費 442 単位		1月につき
AF	1002		事業対象者・要支援1・2 高齢者虐待防止措置未実施減算 438 単位		
		）	ロ 初回加算 300 単位加算		
		）	ハ 委託連携加算 300 単位加算		
	9999				